

## 新「苫小牧市史」編さん方針

### 1 趣旨

「苫小牧市史」（以下「市史」という。）は昭和48（1973）年に当時の「開基百年記念事業」として計画され、上巻を昭和50（1975）年、下巻を昭和51（1976）年に、資料編を昭和52（1977）年に刊行し、完結しました。

その後、平成12（2000）年度、市制施行50周年記念事業として取り組まれた追補編は、平成13（2001）年に刊行となりました。

「市史」が刊行されてから半世紀が経過しようとしている現在、内外の社会情勢は大きく変化し、かつて経験したことのない少子高齢化や市内中心部の空洞化、東部地区の発展など街並みや市民生活は大きく変わりつつあります。

また、先住民族としてのアイヌ民族の立場や、近年の女性史の成果などを組み込んだ現代的な視点に立った新しい歴史像も求められています。

さらに、市内に残されている有形、無形の貴重な資料は、急速に失われていくことが懸念され、資料を保存し、市民の財産として後世に伝えていくことは喫緊の課題となっています。

令和5（2023）年に、勇払郡開拓使出張所を苫細村に移転して150年、市制施行75周年を迎えるのに合わせ、これまでの「市史」の成果に、新たに発見された資料や研究などを加えることで、新たな「市史」を編さんすることは、これからのまちづくりを進めるためには意義のあることと考えます。

よって、市史編さん事業を適正かつ効率的に進めるため、新「苫小牧市史」（以下「新市史」という。）編さん方針を定めます。

### 2 基本方針

- (1) 「新市史」は、先史から平成31（2019）年頃までの出来事を取り扱うこととします。
- (2) これまでの市内外の諸研究を参考に、苫小牧市の考古、歴史、民俗、自然等に関わる最新の成果や街並みの変化などを可能な限り盛り込むものとします。
- (3) 可能な限り平易な文章で記述し、写真や図、イラスト等を活用するなど、広く市民に親しまれ、分かりやすいものとします。
- (4) 失われつつある貴重な資料を幅広く収集し、調査研究を進めるものとします。
- (5) ホームページなどを用いて情報発信を積極的に行い、広く市民に周知するとともに、更なる市民からの情報の提供を促し、「新市史」に反映させるものとします。
- (6) 市史編さんを通じて収集した各種資料や歴史的公文書については、将来にわたって適正に保存・活用するための方法を検討するものとします。

### 3 「新市史」の名称

「新市史」の名称は、『新苫小牧市史』とします。

### 4 「新市史」の刊行時期

新市史は、令和5（2023）年度を目途に刊行します。

### 5 組織及び体制

新市史の編さんを進めるにあたって、審議会や委員会を設けるとともに関係職員や有識者が参加できる体制を構築します。

#### (1) 苫小牧市史編さん審議会

市長の諮問に応じて、「新市史」を作成するための編さん方針、目次大綱、執筆要領についての答申及び必要に応じて市史編さん事業について意見を述べます。

#### (2) 苫小牧市史編集委員会

有識者のほか、執筆者で組織し、「新市史」編さん方針及び目次大綱、執筆要領に基づき原稿内容の確認及び検討を行います。

#### (3) 事務局

長期間にわたる市史編さん事業を円滑に遂行していくために、市史編集事務局を設置し、次の業務を行う。

ア 原稿の執筆

イ 必要に応じて専門分野に精通した方への執筆依頼

ウ 市史刊行に必要な資料収集と調査研究

エ 市史刊行までに収集した資料や調査研究結果をホームページ等で情報発信

オ 年表、資料編及び索引の作成

カ 執筆要領及び目次大綱に基づいた原稿の点検

キ その他、市史編さんに関する庶務事務

### 6 「新市史」の構成及び体裁

新市史の構成は以下のとおりとします。本編と資料編のほか年表を作成します。市史の判型は、B5判・2段縦書きとし、掲載内容の特徴から、より適した体裁がある場合は、適宜変更するものとします。

なお、執筆に際しては、別に執筆要領を定めます。

#### (1) 本編

通史編 1冊（1,200ページ160万文字程度）

#### (2) 資料編

資料 1冊（紙媒体または電子媒体、またはその両方を作成することを検討します。）

#### (3) 年表編

年表 1冊（紙媒体または電子媒体、またはその両方を作成することを検討します。）

